

[代理人による印鑑登録申請手順]

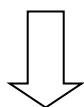
※代理の方には2回お越しいただきます。

1回目

代理人が次の①～⑤をすべて持参のうえ、申請をしてください。

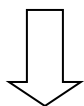
- ① 委任状
- ② 登録しようとする印鑑
- ③ 代理人の認印 (シャチハタ不可)
- ④ 登録される方の本人確認資料 (コピー不可)
- ⑤ 代理人の本人確認資料 (コピー不可)

上記の本人確認資料：運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、年金手帳等



申請した市民課、サービスセンター又は支所から本人宛に転送不可の簡易書留にて照会書が郵送されます。

同封の回答書に本人が署名、押印をしてください。



2回目

同一代理人が次の①～⑤を一回目と同じ申請場所へ持参してください。

- ① 回答書
- ② 登録しようとする印鑑
- ③ 代理人の認印
- ④ 登録される方の本人確認資料
- ⑤ 代理人の本人確認資料

} 一回目と同一のもの

上記の手順で代理人による印鑑登録の手続きは完了となります。

※代理人による暗証番号登録はできませんので、自動交付機はご利用いただけません。